

一般事業主行動計画

加賀市総合サービス株式会社

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 26年 4月 1日～平成 31年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：平成 29年3月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間20時間未満とする。

<対策>

- 平成 28年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成 28年 5月～ 社内会議で目標達成のための方策を検討
- 平成 28年 8月～ 施設長を対象とした説明会の実施
- 平成 28年 9月～ 社内報による社員への周知
- 平成 28年 12月～ 各部署における問題点の検討及び改善の実施
- 平成 29年 3月～ 効果の確認と次年度計画策定

目標2：平成 29年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 平成 28年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成 28年 5月～ 社内会議で目標達成のための方策を検討
- 平成 28年 8月～ 計画的な取得に向けた施設長説明会の実施
- 平成 28年 9月～ 社内報による社員への周知
- 平成 28年 12月～ 各部署における問題点の検討及び改善の実施
- 平成 29年 3月～ 効果の確認と次年度計画策定